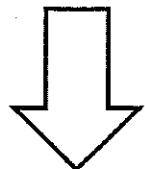


医療と介護連携会議設置の経過と概要

【連携会議準備会】

＜参加者＞宍粟市医師会・宍粟総合病院・介護支援専門員
訪問看護ステーション・健康福祉部



※開催事業

- ①「地域包括ケア講演会」(7/13)
- ②「医療と介護の連携をすすめるためのシンポジウム」(10/20)
- ③「ケアマネジメントに必要な在宅医療講座」

『宍粟市医療と介護連携会議』

平成26年12月24日設置

※宍粟市医療と介護連携会議設置要領

＜関係法令＞

- 「地域医療・介護総合確保促進法」
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」
- 介護保険法改正

＜所掌事務＞

- (1) 医療と介護の現状や課題の把握に関すること。
- (2) 医療と介護の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (3) 医療と介護の情報共有に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。
- (5) その他医療と介護の連携に関すること。

＜目的＞

地域包括ケアシステムの推進にあたり、継続的な医療と介護の提供を行い、医療と介護の関係機関が連携を図る

＜構成員＞

- (1) 宍粟市医師会
- (2) 宍粟市歯科医師会
- (3) 宍粟市薬剤師会
- (4) 宍粟市社会福祉協議会
- (5) 訪問看護ステーション連絡会
- (6) 介護支援専門員専門部会
- (7) 訪問介護サービス事業所連絡会
- (8) 通所介護サービス事業所連絡会（仮称）
- (9) 介護保険施設連絡会
- (10) 公立宍粟総合病院
- (11) 宍粟市健康福祉部
- (12) 兵庫県龍野健康福祉事務所
- (13) その他会長が必要と認める者

＜連携会議の検討内容＞

1. 医療と介護関係者のネットワーク構築
相談窓口の設置（在宅医療・介護連携支援センター等）、情報提供ツール（情報提供書等）、や連携ルールの検討
2. 医療・介護職の人材育成
①『ケアマネジメントに必要な在宅医療講座』の開催
②医療・介護職の研修の企画
3. 地域ケア会議の活用
個別の課題を地域の改題として施策形成につなげる地域ケア会議の効果的な運営方法の検討
4. かかりつけ医の推奨
かかりつけの医師や歯科医の必要性を市民に広報し、普及・定着を促進するための取り組みを検討
5. 地域包括ケアの理解促進
市民や地区組織、医療や介護サービス事業者などへの啓発
6. 認知症対策の推進
認知症の早期発見、早期対応の取り組みを検討認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム」や認知症対応医療機関の整備等、認知症施策における医療と介護の連携を協議

宍粟市医療と介護連携会議設置要領

1 設置

宍粟市における地域包括ケアシステムの推進にあたり、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、継続的な医療と介護の提供を行い、医療と介護関係機関が連携を図ることを目的として宍粟市医療と介護連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 医療と介護の現状や課題の把握に関すること。
- (2) 医療と介護の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (3) 医療と介護の情報共有に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。
- (5) その他医療と介護の連携に関すること。

3 組織

- 1 会議の構成員は20名以内とする。
- 2 会議は、次に掲げる組織及び団体から推薦のあった者をもって構成する。
 - (1) 宍粟市医師会（2人）
 - (2) 宍粟市歯科医師会（1人）
 - (3) 宍粟市薬剤師会（1人）
 - (4) 宍粟市社会福祉協議会（1人）
 - (5) 訪問看護ステーション連絡会（1人）
 - (6) 介護支援専門員専門部会（1人）
 - (7) 訪問介護サービス事業所連絡会（仮称）（1人）
 - (8) 通所介護サービス事業所連絡会（仮称）（1人）
 - (9) 介護保険施設連絡会（仮称）（1人）
 - (10) 公立宍粟総合病院（3人）
 - (11) 宍粟市健康福祉部（3人）
 - (12) 兵庫県龍野健康福祉事務所（1人）
 - (13) その他会長が必要と認める者

4 会長及び副会長

- 1 会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副課長の任期は2年とする。但し、任期途中で退任があった場合、後任の任期は前任の残存年数とする。

平成27年4月1日
改正条項

5 会議

- 1 会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、協議事項の内容により適當と認めるときは、一部の委員の出席により会議を開催することができるほか、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議には、必要に応じて部会を設けることができる。

6 報酬

委員は無報酬とする。

7 庶務

- 1 会議に関する事務は、宍粟市地域包括支援センターにおいて処理する。
- 2 会議に係る費用については宍粟市が負担する。ただし、包括的支援事業の補助対象とならない経費については、その都度、会議で協議する。

8 その他

この要領に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(附則)

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

ケアマネジメントに必要な在宅医療講座（平成26年度）のまとめ

目的：介護支援専門員が医療との連携を図る上で、必要な在宅医療の知識を学び、ケアマネジメントの実践に活かす

対象：①市内の居宅介護支援事業所（19か所）
 ②市外で近隣の居宅介護支援事業所（4か所）
 ③市内の介護保険施設（11か所）

会場：市役所 北庁舎

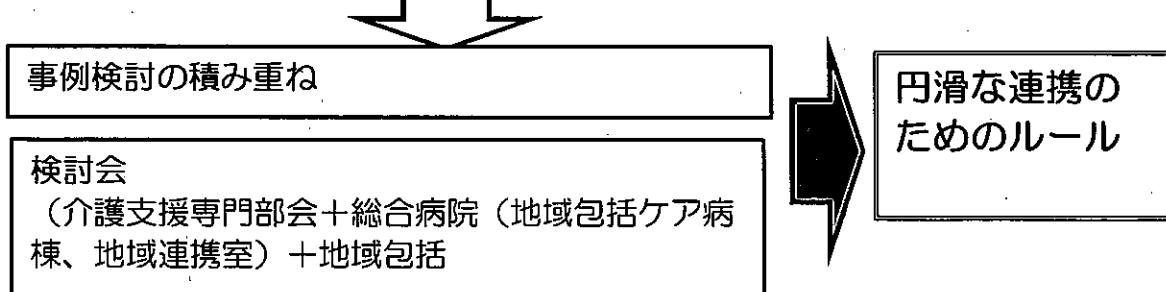
周知方法：案内通知の送付、介護保険事業所連絡会での周知

実施内容等

	内 容	開催日・会場	参加人数
1	(1) 講座1 「医療と介護の連携をとりやすくするためのコツ」 山岸診療所 院長 山岸洋之 (2) 講座2 「地域包括ケア病棟とは」 公立宍粟総合病院 副看護部長 河野容子 (3) 意見交換・アンケート	平成27年 1月27日（火） 北庁舎 401	※12事業所 介護支援専門員 54人
2	(1) 講座 「ケアマネジャーに実施してほしい身体徴候の 観察ポイント」 垣尾内科クリニック 院長 垣尾武志 ※ハンドブックの配布（宍粟市医師会より） 「ケアマネジャーのための医療職との連携ハンド ブック」 (2) グループワーク・アンケート テーマ：「地域包括ケア病棟との連携」	平成27年 2月17日（火） 北庁舎 401	※23事業所 介護支援専門員 47人
開催回数 2回		出席者数 101人	

◆地域包括ケア病棟との連携に関する課題と対応

1. 基準となるルールがなく、退院前カンファレンスの日程調整や時期、参加者などが、患者によって違う。
2. 病院側から家族への説明の仕方や内容を考えて欲しい。例えば、地域包括病棟の説明などを、病院で検討して欲しい。
3. 家族やケアマネジャーが混乱しないように、地域連携室と地域包括ケア病棟の役割をはっきりして欲しい。



「地域包括ケア病棟」新設のご案内

平成26年4月より、厚生労働省の診療報酬改定で、急性期医療とその後の亜急性期医療を充実させる目的で、「地域包括ケア病棟」が新設されました。

これを受けて、当院では平成26年10月より5階病棟(55床)を「地域包括ケア病棟」として運用することとなりました。

○地域包括ケア病棟とは？

地域包括ケア病棟とは、手術や検査が終了した後、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある患者さんに対して、しばらくの間入院療養を継続し、在宅復帰に向けての『準備を整える』ための病棟です。

ご自宅等への退院準備をしっかりと整え、安心して地域へお戻りいただけるようお手伝いすることを目的としています。

主治医を始め看護師、専従のリハビリテーション技師、ソーシャルワーカー等が協力し、患者さんの在宅復帰に向けた準備、相談を行っていきます。

○どのような場合に地域包括ケア病棟に入院となるのか？

ご入院の対象となる患者さんは、在宅あるいは介護施設等に復帰予定で、入院治療により症状が改善、安定した後、もう少し経過観察や在宅での療養準備が必要な方となります。

入院期間は保険診療上、60日が限度となっています。

○入院費用について

入院費用については定額で、入院基本料、投薬料、注射料、処置料、検査料、画像診断料、リハビリテーション料などほとんどの費用が包括となります。

公立宍粟総合病院 医事課

TEL : 0790-62-2410

介護サービス事業所等連絡会

(平成26年度)

目的：介護保険施設や介護サービス事業者が連絡会により情報共有や介護サービス事業の課題を協議する。

対象者：介護保険施設、通所系・訪問系介護サービス事業所、市内のセラピスト

周知方法：事業所ごとに案内送付

方法：市からの情報提供と課題検討

実績

教室名・会議名/テーマ・内容等		日時・会場	参加者数
1	宍粟市療法士連絡会 (1) 報告事項 ①人口推計・介護認定などから見た宍粟市の現状と将来像 ②平成27年度からの介護保険制度改正について ③宍粟市としての取り組み (2) 検討事項 今後の取り組みについて ①意向調査の実施（介護予防事業への協力） ②連携会議への参加	1月22日（木） 午後7時～8時30分 宍粟総合病院 (谷林・坂口)	案内事業所数 6 参加事業所数 6 セラピスト 15人
【意見等】 ア 職場外に出るのは難しい。所属機関の理解と協力が必要である。 イ どういうことを市はイメージして協力を求めているのかわからない。 ウ 具体的な支援内容を示して欲しい。 ※代表は、検討中			
2	介護保険施設連絡会 (1) 協議事項 ①地域包括ケアシステムの推進について ②今後の取り組み (2) 情報提供 ①地域サポート型特養の推進 ②高齢者虐待マニュアル (3) その他 入所マニュアルの作成	2月12日（木） 午前10時～11時30分 北庁舎402	案内事業所数 6 参加事業所数 6 参加人数 6人 (課長・所長・谷林・坂口)
【意見等】 ア 連絡会など情報共有が重要なのは理解しているが、今まで何とかやってきた。 イ 横のつながりと言われるが、イメージできない。日頃の業務の中で連携はとれている。 ウ 事務局を施設で担当するのはどうか？ エ 連絡会は年1～2回程度なら参加する。 ※代表は、特別養護老人ホームありがとう			

	<p>通所介護サービス事業所連絡会</p> <p>(1) 协議事項 ①地域包括ケアシステムの推進について ②制度改正を受けて今後の取り組み ③連絡会の立ち上げ</p>	<p>2月12日（木） 午後1時30分～ 3時 北庁舎401</p>	<p>案内事業所数 22 参加事業所数 22 参加人数 23人 (課長・所長・ 谷林・坂口)</p>
3	<p>【意見等】</p> <p>ア ライバル関係にある事業者同士が連携するには、明確な必要性がなければ難しい。 イ 事業所ごとではなく、高齢者が安心して生活できる市の体制づくりのためには、連携も必要である。 ウ 必要とは思うがイメージができない。 エ 連絡会は今は必要ないが、市から情報がもらえ場は欲しい。 オ 情報共有することで、今後の課題が見えてくるのではないか。 カ 看取りの課題もあり、医療との連携は必要である。 キ 部会制をとって、課題ごとの検討をし連絡会で協議する体制にする。部会で決まったことは、連絡会に返す。</p>		
	<p>※代表は、検討中</p>		
	<p>訪問介護サービス事業所連絡会</p> <p>(1) 協議事項 ①地域包括ケアシステムの推進について ②制度改正を受けて今後の取り組み ③連絡会の立ち上げ</p>	<p>2月13日（木） 午後1時30分～ 3時 北庁舎401</p>	<p>案内事業所数 10 参加事業所数 9 参加人数 10人 (課長・所長・ 谷林・坂口)</p>
4	<p>【意見等】</p> <p>ア 連絡会として相談できる場があるのは助かる。 イ 医療との連携はケアマネジャーを通じて多く、できるようになれば良い。 ウ 生活支援サービスの開拓に向けて、現場の声を出せるのは良いことだ。 エ 事業所間の横のつながりは必要だが、業務の負担になるのは困る。 オ 事務局を事業所で持つのは難しい。 カ 事業所間より、業者と行政の連絡調整が重要。事業運営が継続するには、より具体的な情報が欲しい。</p>		
	<p>※代表は、JA兵庫西高齢者生きがい発揮支援センター</p>		